

入札公告

次のとおり入札後資格確認型一般競争入札（電子入札）に付します。

令和7年9月3日

契約事務受任者

名古屋市スポーツ市民局長 鳥羽 義人

1 入札に付する事項

(1) 調達役務

屋内スポーツ用仮設コートの購入

(2) 調達役務の内容等

入札説明書による。

(3) 契約期間

契約締結日から令和 8年 3月31日まで

(4) 履行場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

入札は、総額で行うものとし、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に 1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110分の 100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

(6) 電子入札システムの利用

入札書の提出を名古屋市電子入札システムで行う。紙による入札書の提出は、原則として認めない。ただし、ICカードの名義人の変更、破損、パソコン等のシステム障害などやむを得ないと認められる事由によりスポーツ市民局総務課（以下「入札担当課」という。）の承諾を得た場合に限り行うことができる。

2 競争入札参加資格

- (1) 令和 7年度及び令和 8年度名古屋市競争入札参加資格審査において申請区分「物件の買入/借入」、申請業種「スポーツ用品」の競争入札参加資格を有すると認定され、登録された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 4第 1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 地方自治法施行令第 167条の 4第 2項各号のいずれかに該当する事実があった後 3年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（平成15年 3月 5日付け15財用第 5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第 154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、(1) に掲げる本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、(1) に掲げる本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第 181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第 185号）、商店街振興組合法（昭和37年法律第 141号）又は有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合員が本公告に係る入札に参加しようとししない者であること。ただし、物品の納入、製造の請負又は役務の提供に係る官公需適格組合の証明を受けている組合にあっては、特別な理由があり適当と認める場合に限り、上記にかかわらず本公告に係る入札に参加することができる。
- (7) 本公告の日から落札決定までの間に指名停止の措置を受けていない者であること。
- (8) 本公告の日から落札決定までの間に名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成20年 1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係

事業者の排除に関する取扱要綱（19財契第 103号）に基づく排除措置の期間がない者であること。

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所及び担当部局

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市スポーツ市民局スポーツ戦略課

（名古屋市役所西庁舎 12階）

電話 052-972-3294

(2) 入札説明書の入手方法

名古屋市ホームページからダウンロードする。

（調達情報サービス <https://www.chotatsu.city.nagoya.jp/>）

(3) 入札書の提出方法

電子入札システムにより提出すること。

提出期間 令和 7年 9月16日午前 9時00分から

令和 7年 9月17日午前 9時15分まで

(4) 開札日時及び開札場所

日時 令和 7年 9月17日午前 9時20分

場所 〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市スポーツ市民局総務課（入札担当課）

（名古屋市役所本庁舎 5階）

電話 052-972-4404

4 本公告に対する質問

(1) 質問方法

質問は、電子入札システムにより送信すること。ただし、ICカードの名称人の変更、破損、パソコン等のシステム障害などやむを得ないと認められる理由により入札担当課の承諾を得た場合に限り、ファックスにより質

問を行うことができる。

(2) 質問期限

令和 7年 9月10日午後 5時00分

(3) 質問に対する回答

電子入札システムにより回答し、閲覧に供する。ただし、ICカードの名称人の変更、破損、パソコン等のシステム障害などやむを得ないと認められる理由により入札担当課の承諾を得た場合に限り、入札担当課窓口にて閲覧することができる。

ファックスにて質問を受け付けた場合には、質問者には上記のほか個別にファックスにて回答する。

回答には、あわせて仕様の補足等が示されることもあるので、入札書の提出前に必ず確認すること。

5 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金の納付義務

入札保証金は免除する。契約保証金は名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）第31条の規定に該当する場合に、免除することとする。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格を有しない者のした入札、競争入札参加資格確認申請書及び入札説明書で指定する書類（以下「確認申請書等」という。）に虚偽の記載をした者の入札及び入札の条件に違反した入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 予定価格を総額で定めるか又は単価で定めるかの区分

総額で定める。

(6) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に入札を行った者のうち、最低価格提示者（以

下「落札候補者」という。)から順に資格審査を行った上で、後日落札決定する。

(7) 確認申請書等の提出方法、提出期間

落札候補者となった者は、確認申請書等を電子入札システムにより提出すること。ただし、電子入札システムによりがたい場合は、紙による確認申請書等を3(1)に示す場所に持参することができる。

提出期間

落札候補者となったことを知り得た日の翌日から起算して2日(名古屋市の休日を定める条例(平成3年名古屋市条例第36号)第2条第1項に規定する本市の休日を除く。)以内の午後5時00分まで

(8) 入札の延期又は中止

公正な入札の執行のため必要があると認めるときは入札を延期又は中止することがある。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。